

部会の設置について(案)

平成20年3月17日
疾病・障害認定審査会
原子爆弾被爆者医療分科会

1 疾病・障害認定審査会運営規程第七条に基づき、原子爆弾被爆者医療分科会に、次の表に掲げる部会を置く。これらの部会の所掌事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「法」という。)第十一条の認定に係る申請疾病的分類により、同表の右欄に掲げるとおりである。ただし、第一審査部会及び第二審査部会については、諮問件数に応じて相互の所掌事務の審査を行うことができる。

名 称	所 掌 事 务
第一審査部会	主として消化器系以外の悪性腫瘍の申請に係る審査
第二審査部会	主として消化器系の悪性腫瘍の申請に係る審査
第三審査部会	白血病及び副甲状腺機能亢進症の申請に係る審査
第四審査部会	白内障及び心筋梗塞の申請に係る審査

- 2 分科会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問のうち前項の表の右欄に掲げる範囲に属するもののうち、一定の条件を満たすものについて、前項の各部会に付議されたものとみなす。
- 3 厚生労働大臣の諮問のうち、前項により付議されないものについては、分科会において審査を行う。
- 4 各部会の議決は、分科会の議決とみなす。